

法令情報の適用範囲を太字青記に、ポイントとなる部分を網掛け表示します>
環境関連法規制等の動き 2025年2月(2025.1.21~2025.2.13)

法令情報

1-1. 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

<政令第8号>(2025.1.22公布、**2025.4.1**施行)

-2. 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令

<経済産業・環境省令第2号>(2025.2.13公布、**2025.4.1**施行)

24.6.19 公布の改正法において、脱炭素技術等の普及や対策実施により二国間クレジット制度(JCM)実施体制等が強化されました。題記法令では、国際協力排出削減量口座簿の記録事項、法人等保有口座の開設に伴う手数料の額等を定めるとともに、**温室効果ガス算定排出量の報告制度の算定方法**について、回収したCO₂を合成メタン等のカーボンリサイクル燃料の製造に利用する場合等について、回収したことによる排出削減価値を基礎排出量の算定に反映させられるようになりました。

当該報告をおこなう事業者等に適用できます。

<参考>環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_04219.html

<参考>環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_04379.html

法令検索 <https://elaws.e-gov.go.jp/>

一般情報

1. 2023年度水質汚濁防止法施行状況について (2025.1.24環境省)

2024年3月末における水濁法に基づく特定事業場の数は25.4万件(前年度比▲1.4千)、内訳は前年と変わらず多い順に旅館業6.5万件(同+700)、自動式車両洗浄施設3.3万件(同+100)、畜産農業2.5万件(同▲300)でした。同法に基づく立入検査は2.7万件(同+100)行われ、公共用水域への排出等に係る特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する改善命令の件数は5件(同▲5)、一時停止命令は0件(前年同)、指導・勧告等は6千件(同+300)出されました。また、排水基準違反が確認された工場、事業場の数は、7件(同+6)ありました。

<参考>環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_04226.html

2. 地球全体の二酸化炭素濃度の年増加量が過去14年間で最大に

~いぶき(GOSAT)による2024年の観測速報~ (2025.2.6環境省)

環境省、国立環境研究所及びJAXAは、人工衛星を使用した測定による地球全体の二酸化炭素濃度の2023~2024年の1年間増加量が過去14年間の平均値2.4ppm/年を大幅に超え、3.5ppm/年になったと公表しました。二酸化炭素の全大気平均濃度は2010年には388ppmでしたが、その後右肩上がりに上昇し、2024年には421ppmを越えました。

<参考>環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_04307.html

3. 「カーボンフットプリント表示ガイド」の公表について (2025.2.4環境省)

環境省は、カーボンフットプリント(以下「CFP」)の表示等に関する国内外の動向や商品表示に関する国際規程等を踏まえ、題記ガイドを公表しました。ガイドでは実務の現実性と表示の妥当性のバランスを取ったCFP表示や背景情報の提供を推進し、企業の取組促進と消費者の行動変容につなげることを目的に、CFPの表示に取り組む事業者への指針を示したものです。

<参考>環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/press_04288.html

意見募集情報

1. 乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の

基準等及び貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示案について (2025.1.31 経産省他)

現在、重量車の燃費基準においては、製造事業者等に対しディーゼル自動車のエネルギー消費効率（燃費値）が燃費基準を下回らないよう要求されています。経産省と国交省は、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車の出荷増等を促進するため、当該自動車のエネルギー消費効率の燃費基準の超過分の2倍の値を、ディーゼル車による燃費基準の未達成量に対し相殺できる改正を行なっています。2025.3.2まで意見募集を行っています。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155250903&Mode=0>

2. 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案に関する御意見の募集について (2025.1.31 厚労省)

近年、熱中症による死亡災害は年間30人を超え、労働災害による死亡者数全体の約4%を占めるなど、その対策が重要となっています。今回、熱中症の早期発見や重篤化を防ぐために必要な対応を事業者に義務付けます。内容は、事業者は作業に従事する者が熱中症の自覚症状や健康障害を生じた疑いがあることを見つけた場合に報告させるための体制を整備し、熱中症による健康障害を生ずるおそれのある作業を行わせるときは、熱中症の重篤化を防ぐために必要な措置及びその実施手順をあらかじめ定めること等されます。厚労省は2025.3.2まで意見募集を行っています。

〈参考〉電子政府 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495240317&Mode=0>

以 上